

原議保存期間	20年(令和25年3月31日まで)
有効期間	一種

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 交 企 発 第 117 号
令 和 4 年 1 2 月 2 3 日
警 察 庁 交 通 局 長

原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定制度の概要及び運用上の留意事項について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)により、身体障害者用の車に関する規定が整備されるとともに、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第67号)により、原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定制度が新設され、令和5年4月1日から施行されることとなったところ、その概要及び運用上の留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定制度の運用等について」(平成4年11月6日付け警察庁丙交企発第118号)及び「原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定基準」の一部改正について(平成29年10月30日付け警察庁丙交企発第143号)については、同日をもって廃止する。

別 紙

(凡例)

「府令」とは、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を、「規則」とは、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第21号）による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）をいうこととする。

第1 原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定制度の概要

1 型式認定の実施

原動機を用いる身体障害者用の車の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる身体障害者用の車の型式について国家公安委員会の型式認定を受けることができることとした（府令第39条の5第1項）。

2 型式認定の基準

1の型式認定は、原動機を用いる身体障害者用の車が府令第1条の5第1項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによって行うこととした（府令第39条の5第2項）。

3 型式認定の申請

(1) 1の認定を受けようとする者は、所定の様式の申請書を国家公安委員会に提出し、かつ、当該型式の原動機を用いる身体障害者用の車を提示しなければならないこととした（府令第39条の5第3項において準用する府令第39条の2第3項並びに規則第1条及び別記様式第1）。

(2) (1)の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならないこととした（府令第39条の5第3項において準用する府令第39条の2第4項）。

ア 諸元、外観等当該型式の内容に関する事項

イ 製作方法、検査方法等当該型式の原動機を用いる身体障害者用の車の製作における均一性を明らかにする事項

ウ 指定試験機関（型式認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人として国家公安委員会が指定したものをいう。）が行う当該型式についての試験の結果及びその意見

4 型式認定番号の表示等

(1) 国家公安委員会は、1の認定をしたときは、当該認定に係る型式認定番号を指定して申請者に通知することとし、所定の事項を公示することとした（府令第39

条の5第3項において準用する府令第39条の2第5項及び規則第10条)。

- (2) 1の認定を受けた者は、次に掲げる事項を当該認定に係る型式の原動機を用いる身体障害者用の車に表示するものとした(府令第39条の5第3項において準用する府令第39条の2第6項及び規則第11条)。

ア (1)の型式認定番号

イ 原動機を用いる身体障害者用の車の製作等の時期又はその時期を表す略号

ウ 認定を受けた者の氏名又はその氏名を表す略号

5 変更等の届出

1の認定を受けた者は、3(1)の申請書の記載事項に変更があった場合等においては、所定の様式の届出書を提出することにより、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出ることとした(府令第39条の5第3項において準用する府令第39条の2第7項並びに規則第12条及び別記様式第2)。

6 認定の取消し

- (1) 国家公安委員会は、次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すこととした(府令第39条の5第3項において準用する府令第39条の2第8項)。

ア 1の認定を受けた型式の原動機を用いる身体障害者用の車の製作における均一性が確保されていないと認められるとき。

イ 1の認定を受けた者が虚偽の型式認定番号の表示をしたとき。

- (2) 国家公安委員会は、1の認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ弁明等の機会を与えることとし、当該認定を取り消したときは、当該取消しを受けた者にその旨を通知するとともに、所定の事項を公示することとした(規則第13条)。

7 標章の貼付け

1の認定を受けている者は、当該認定に係る型式の原動機を用いる身体障害者用の車に所定の様式の標章(以下「TSマーク」という。)を貼り付けることができることとした(規則第14条及び別記様式第3)。

8 表示の届出等

1の認定に係る型式の原動機を用いる身体障害者用の車に氏名の略号等を表示した者又はTSマークを貼り付けた者は、所定の届出書を提出することにより、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出ることとした(規則第15条及び別記様式第4)。

第2 運用上の留意事項

1 型式認定の判定基準

原動機を用いる身体障害者用の車に係る型式認定についての判定は、別添に定める基準により行うこととする。

2 型式認定制度の周知等

(1) 原動機を用いる身体障害者用の車の製作者等への周知

型式認定は、型式認定を受けようとする者の申請に基づき行われるものであるが、原動機を用いる身体障害者用の車の利用者の利便の促進を図り、交通安全に資するものであることについての理解を得るため、原動機を用いる身体障害者用の車の製作者等に対し、型式認定制度の趣旨等の周知徹底を図ること。

(2) 原動機を用いる身体障害者用の車の利用者への推奨

府令第1条の5第1項に定める基準に該当しない原動機を用いる身体障害者用の車は、自動車又は原動機付自転車に該当するおそれがあることから、利用者に対し、型式認定を受け、当該基準に該当していることが明確である原動機を用いる身体障害者用の車を使用するよう推奨すること。

(3) 原動機を用いる身体障害者用の車に係る交通事故があった場合の措置

原動機を用いる身体障害者用の車に係る交通事故があった場合において、当該原動機を用いる身体障害者用の車が型式認定を受けているものでないときは、当該原動機を用いる身体障害者用の車が府令第1条の5第1項に定める基準に該当するものであるかどうかについて調査を行い、当該基準に該当していないことと当該交通事故との間に因果関係が認められるときは、型式認定に係る原動機を用いる身体障害者用の車の使用に関する広報啓発の強化等必要な措置を講ずること。

3 TSマーク

TSマークについては、それを貼り付けることで、型式認定を受けた者が製作し、又は販売する原動機を用いる身体障害者用の車について、認定に係る型式との均一性が確保されていることを外観上明確にして、利用者の一層の便宜を図るとともに、TSマークの貼り付けられた原動機を用いる身体障害者用の車の普及により、交通安全の推進を図ろうとするものである。

原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定基準

構造及び性能の基準	試 験 の 方 法
	<p>0 共通事項</p> <p>テスト用車は、次のとおりとする。</p> <p>ア 車は標準装備される全ての附属品を取り付け、使用することができる状態とする。ただし、手で取付け及び取外しが可能で、限られた利用時のみに取り付ける附属品については、取り付けないものとする。</p> <p>(注) 標準装備される附属品とは、当該型式の車に取り付けられるヘッドサポート、バスケット等の附属品であって、その価格があらかじめ当該車の販売価格に含まれているものをいう。</p> <p>イ シートが設置されているものについては、次のとおりシートをセットする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 折り畳むことができるものについては、最も広げた状態にセットする。 ・ 前後方向に調整することができるものについては、通行可能な状態のうち最も後ろにセットする。 ・ 垂直方向に調整することができるものについては、通行可能な状態のうち最も高い位置にセットする。 ・ 水平方向に回転することができるものについては、正面を向いた状態にセットする。 ・ 座角度は水平から4度に、バックレスト角度は垂直から10度に、それぞれセットする。 <p>ウ シートが設置されているものについては、シートとレッグサポートの角度を、90度にセットする。</p> <p>エ フットレストの位置が調整することができるものについては、フットプレートの最下部の地上高を50mmにセットする。</p> <p>オ ホイールベースが調整することができるものについては、最大値にセットする。</p> <p>カ アームレストの幅が調整することができるものについては、通行可能な状態のうち最大値にセットす</p>

1 車体の大きさ

車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

ア 長さ：120cm

イ 幅：70cm

ウ 高さ：120cm（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）

2 車体の構造

2.1 原動機として、電動機を用いること。

2.2 6 km/hを超える速度を出すことができないこと。

る。

キ その他の可動部分については、特段の理由がない限り、通行可能な状態のうち車の大きさが最大となる状態にセットする。

1 車体の大きさ

車体の大きさの測定は、次のとおりとする。

ア 長さ

車の最前点と最後点との間の水平距離を測定する。

イ 幅

車の左右方向の最大距離を測定する。

ウ 高さ

路面からヘッドサポートを除いた車の最高点までの垂直距離を測定する。

2 車体の構造

2.1 電動機以外の原動機を備えていないことを確認する。

2.2 最大速度を測定する。

(1) テスト用車は、0の共通事項のほか、次の条件を満たすこと。

ア 空気入りタイヤは、空気圧をメーカー指定値に調整する。空気圧の範囲が定められているものについては、その最高値にセットする。

イ 着衣を含めた質量75kg±1kgの者（砂袋等で調整してもよい。）を乗せる。

ウ バッテリーは、試験開始時には少なくとも仕様の75%以上の充電をしたものを用いる。

エ 速度を調整することができるものについては、その最大値にセットする。

(2) 最大速度の測定方法は、次のとおりとする。

ア 水平な路面において長さ20mの走行中心線を引き、助走区間10m及び測定区間10mを最高速度で往復走行する（図参照）。

イ 速度は、測定区間の通過時間を小数点以下第1位までストップウォッチで測定し、往復の平均値を求めて、次の計算式によって小数点以下第2位まで算出し、四捨五入する。

$$V = 36 / T$$

V : 速度 (km/h)

T : 通過時間 (s)

2.3 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

2.4 自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。

2.3 次の事項について確認する。

ア 保護キャップ等で、容易に離脱しないよう被覆されている部分を除き、鋭利な形状で本体より 8 mm 以上突出している部分がないこと。

イ 利用者及び他の歩行者の身体に触れやすい部分に^{せん}剪断や切削したままの状態のもの及び溶接等によるバリ等鋭利な先鋭部がないこと。

2.4 次の事項について確認すること。

ア 車室を備えていないこと。

(注) 車室とは、その中にある者を外界からの刺激(雨、風、日光、騒音等)から保護し、当該者が車の操作を継続的に行うことができるように装置等により囲まれた空間をいう。ただし、手で取付け及び取外しが可能な雨天時のみに取り付ける雨よけ用具により囲まれた空間は含まれないものとする。

イ シートが設置されているものについては、前方及び後方からシートが確認できること。

ウ シートが設置されているものについては、車体に固定することができるアームレストその他の利用者の身体を支持できる部品が付いていること。

エ シートに着座せず走行させることができるものについては、車の前方に腰部若しくは膝部又はその両方に利用者の身体を支持できる部品が付いていること。

図 最高速度試験

